

農地の保全促進事業(令和4年度新規事業)

1 概要・目的

農業者の高齢化や後継者不足などの理由により、農地の減少が危惧される状況である。このような状況のなか、市内の農地が農地として活用されるため、農地のマッチング、貸農園整備事業補助を行う。

なお貸農園の整備については、市民が農に触れる機会を増やし、野菜を育て食する楽しさを体感する効果やシルバー世代の健康増進、生きがいづくりにもつながることから、その整備について補助を行う。

2 取組内容

(1) 農地のマッチング事業

農地を自ら耕作できないが、農地として残したい意向を持つ人(農地の貸手)などと新たな農地を借りて、営農規模の拡大を図りたい人(農地の借手)などをマッチングすることにより、農地を農地として活用・保全するための取組を行う。農地のマッチングを行う際は、農地の活用・保全の選択肢のひとつとして、市民が農に触れる機会を多くする効果も見込める貸農園の運営を勧めていく。

(2) 貸農園整備事業補助

貸農園の整備は、市民が農に触れる機会を増やし生活を豊かにする効果、特に貸農園の利用はシルバー世代の健康増進や生きがいづくりにもつなげることが可能なことから、市として推奨するため貸農園整備の経費に対して補助(最大 50 万円)を実施する。

(対象)特定農地貸付等の制度を利用し、新たに市内で貸農園を開設する事業者又は個人。

令和4年5月から始まります！



寝屋川市では、令和4年度から「寝屋川市農地マッチング事業」をスタートします。

自ら耕作ができなくなった、相続した農地の耕作を続けていくことができない等でお困りの方はご相談ください。

- ・貸したい農地を登録していただき、借りたい人が見つかった場合は、契約等の手続きをサポートします。但し、契約は貸主と借主との契約となります。
- ・貸し借りの期間終了後は、自動的に契約が終了する制度もあります。(契約を続ける場合は延長も可能です。なお、離作補償等は発生しません。)



はちかづきちゃん
ねや丸くん

所有している農地を貸したい方は、下記までご相談ください。

【お問い合わせ先】

〒572-0832

寝屋川市本町15番1号（寝屋川市上下水道局3階）

寝屋川市 まちづくり推進部 産業振興室（農政担当）

TEL 072-825-2673 FAX 072-824-3090

令和4年5月から始まります！

農地を借りたい 農業者を募集しています！

寝屋川市では、令和4年度から「寝屋川市農地マッチング事業」をスタートします。

【寝屋川市農地マッチング事業とは？】

- (1) 貸したい人 → 農地を市に登録し、借りたい人を募集
- (2) 借りたい人 → 借りたい農地を市に相談
- (3) 市役所 → 双方の契約手続きをサポートします

【制度のイメージ】

貸したい人

市役所

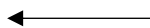
借りたい人



(1)農地登録



(2)相談



(3)契約



※農地として利用する目的以外でのマッチングは行いません。

寝屋川市内の農地を借りて、農業経営を拡大したい農業者の方は、下記までご相談ください。

本市で農地を取得（賃借含む）する場合には、現在耕作している農地（小作により借り受けている農地を含む）と新たに取得したい農地の合算で20㍍（2,000㎡）以上が必要となります。

【お問い合わせ先】

〒572-0832

寝屋川市本町15番1号（寝屋川市上下水道局3階）

寝屋川市 まちづくり推進部 産業振興室（農政担当）

TEL 072-825-2673 FAX 072-824-3090

令和4年度 寝屋川市 貸農園整備事業補助金のご案内

お持ちの農地を **貸農園** にしませんか？

自ら耕作がしんどく
なってきた・・・。



農地は手放さずに
残したい。



以下のような場合でも
貸農園は **開設可能** です！

- ・ 相続税の納税猶予を受けている
- ・ 生産緑地の農地

特定農地貸付法などに基づいた新たな農園開設の整備費用を一部補助します！

詳細は裏面をご覧ください ➡

令和4年度 寝屋川市 貸農園整備事業補助金の補助内容について

補助内容：特定農地貸付法などに基づき、新たに貸農園を開設する場合に、農園の整備に係る費用（整地費用、用水設備整備費用など）を補助します。

補助額：対象経費の25/100、上限25万円

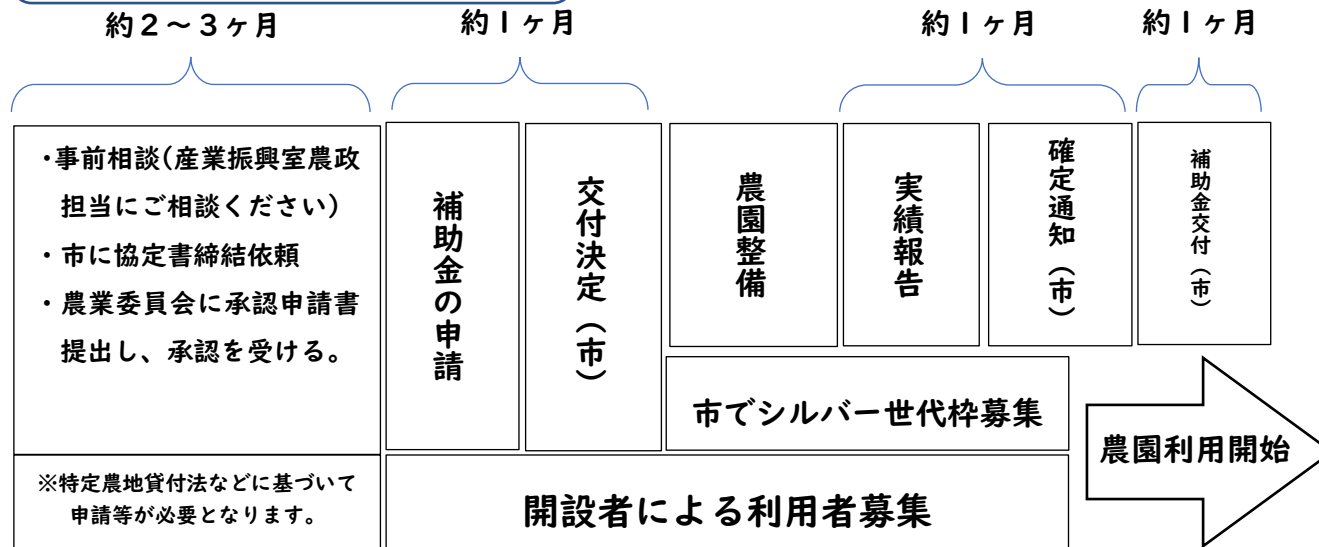
以下の条件を満たす場合は、追加の補助ができます。

補助増額条件：①遊休農地を貸農園として整備する場合は、対象経費の15/100、上限15万円を追加補助。

②シルバー世代優先枠を整備する場合は、対象経費の10/100、上限10万円を追加補助。

※シルバー世代優先枠とは、市があっせんするシルバー世代（65歳以上）の方が優先的に利用できる区画で新たに開設する貸農園の全区画数の半分以上の区画を優先枠とすること。また1区画は16㎡以上とした場合に限ります。

補助金申請の手続きについて



詳しくは下記にご相談ください。

お問い合わせ：寝屋川市 産業振興室（農政担当）

電話：072-825-2673

FAX：072-824-3090